

令和5年第1回東広島市議会臨時会

提 出 議 案 説 明 書

令和5年5月

目 次

承認案第 9 1 号	専決処分の承認について…………… 1 (財務部市民税課・資産税課)
承認案第 9 2 号	専決処分の承認について…………… 3 (財務部資産税課)

承認案第91号

専決処分の承認について（東広島市税条例の一部改正）

（財務部市民税課・資産税課）

1 専決処分をした理由

地方税法の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、東広島市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 改正の内容

ア 個人の市民税

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する。（附則第17条の2関係）

イ 固定資産税

平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地のうち家屋等の敷地の用に供されていないもので一定の者が所有するものに係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。（附則第10条の4関係）

ウ 軽自動車税

3輪以上の軽自動車に係る燃費性能に応じた軽自動車税の種別割に係る軽減措置（グリーン化特例）について、適用期限を燃費性能に応じて2年間又は3年間延長する。（附則第16条関係）

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

(ア) 固定資産税に関する規定

令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(イ) 軽自動車税に関する規定

令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 専決処分年月日

令和5年3月31日

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

承認案第92号

専決処分の承認について（東広島市都市計画税条例の一部改正）

（財務部資産税課）

1 専決処分をした理由

地方税法の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、東広島市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 改正の内容

ア 条例において引用している地方税法の条項を整理する。（附則第2項、附則第13項関係）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（路線定期運行を行う者に限る。）が道路運送高度化事業の用に供する一定の電気自動車の充電の用に供する一定の土地及び償却資産に対して課する都市計画税の課税標準を、当該土地及び償却資産が令和10年3月31日までの間に当該道路運送高度化事業の用に供されてから最初の5年度分に限り、その課税標準となるべき価格に3分の1を乗じて得た額とする。（附則第13項関係）

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 専決処分年月日

令和5年3月31日

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

